

改正 平成9年2月1日  
平成15年4月21日

平成13年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、小金井市教育委員会（以下「委員会」という。）が各種事業を後援する基準及び手続について必要な事項を定めることを目的とする。

(後援の内容)

第2条 後援の内容は、名義使用及び委員会が必要と認めたものとする。

(後援の申請)

第3条 事業の後援を受けようとする者は、小金井市教育委員会後援承認申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添付し、事業開始1か月前までに申請しなければならない。

- (1) 主催者の運営体制を明らかにするもの
- (2) 事業の内容を明らかにするもの（料金を徴収する場合は、事業収支予算書を添付すること。）
- (3) その他委員会が必要と認めるもの

(承認の基準)

第4条 後援の承認は、次の各号に定める事項に該当し、市民を対象に行う事業について承認するものとする。

(1) 主催者の範囲

- ア 官公庁及び地方公共団体
- イ 学校及び学校の連合体
- ウ 社会教育関係団体及びこれに準ずるもの
- エ 公益法人及びこれに準ずる団体（ただし、宗教法人、宗教団体、政党、政治団体を除く。）
- オ その他委員会が特に必要と認めたもの

(2) 事業内容

- ア 事業目的が明らかに教育、学術、文化の向上普及に寄与するもので公益性があるものと認められるもの（ただし、宗教、政治及び営利活動を目的とするものを除く。）
- イ 委員会の教育行政の運営方針に反しないものであること。
- ウ 事業規模が委員会後援にふさわしいものであること。

(3) 入場料等

入場料、出品料、参加料等は、無料とする。ただし、料金を徴収する場合には、事業の運営に係る経費の範囲内で、かつ、事業内容を勘案し、相当な割引措置がなされているものとする。

(4) その他の審査基準

- ア 特定の流派、個人の発表会等でないこと。
- イ 開催の場所が災害防止に関して十分な設備及び措置が講じられていること。
- ウ 過去に承認したもので、承認の条件を履行しなかったものについては、承認をしない。

(承認の期間)

第5条 後援の承認期間は、承認の日から当該事業終了日までとする。

(承認書の交付)

第6条 委員会は、後援を承認したときは、申請者に後援承認書（様式第2号）を交付するものとする。

(承認事項の変更)

第7条 後援の承認を受けた後、事業に変更が生じた場合は、直ちに後援事業変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第8条 委員会は、後援の承認を受けた者が承認基準に反していると認めた場合は、承認を取り消すことができる。

2 前項の規定により、承認を取り消した場合は、速やかに後援承認取消通知書（様式第4号）を申

請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 事業が終了したときは、その結果について、速やかに後援事業実績報告書(様式第5号)により報告しなければならない(料金を徴収した場合は、事業収支決算書を添付すること。)

(その他)

第10条 後援に係る起案は、各主管課において行うこととし、必要に応じて、関係課の合議を行う。

2 各主管課長は、毎月、後援事業報告書(様式第6号)により、庶務課長あて報告することとし、庶務課長は、当該報告書を取りまとめて保管しておくものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、残品の存する限り使用することができる。

付 則

この要綱は、平成15年4月21日から施行し、この要綱による改正後の小金井市教育委員会後援名義使用等承認事務取扱要綱の規定は、平成15年4月1日から適用する。

年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会教育長

団 体 名  
代表者氏名

小金井市教育委員会後援承認申請書

下記のとおり事業を実施しますので、後援していただきたく申請いたします。

記

1 団 体 名		団体登録	未 済
2 代 表 者	住 所 氏 名	電 話	
3 事 業 名			
4 実 施 期 間	自 年 月 日 ( ) 至 年 月 日 ( )	時 分	時 分
5 実 施 場 所			
6 事 業 内 容			
7 対 象 者	人		
8 料 金 等 徴 収	無 ・ 有 → (事業収支予算書添付のこと。)		
9 後 援 内 容	(1) 名義使用 「後援・小金井市教育委員会」 (2) そ の 他		

※必要に応じて事業内容を説明する資料を添付してください。

事業収支予算書

事業の名称 \_\_\_\_\_

収入 の 部	内 訳	収入額（円）	説 明
	合 計（A）		

支 出 の 部	内 訳	支出額（円）	説 明
	合 計（B）		

収入合計額（A）－支出合計額（B）  
 （            円）－（            円）＝（            円）

小教 発第 号  
年 月 日

様

小金井市教育委員会  
教育長

公 印

後 援 承 認 書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、下記のとおり条件を付して承認いたします。

記

1 後援する事業

(1) 名 称

(2) 期 間 自 年 月 日 ( ) 時 分  
至 年 月 日 ( ) 時 分

(3) 実施場所

2 後援内容

(1) 名義使用 「後援・小金井市教育委員会」

(2) そ の 他

3 後援承認の条件

- (1) 事業の実施に当たっては、事故の防止等に十分な措置を講ずるほか、参加者その他に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- (2) 事業計画を変更又は中止するときは、直ちに教育委員会にその旨を届け出ること。
- (3) 事業終了後は、速やかに後援事業実績報告書を提出すること。

年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会教育長

団 体 名  
代表者氏名

後 援 事 業 変 更 届 出 書

	変 更 前	変 更 後
1 団 体 名		
2 代 表 者	住所 氏名	住所 氏名
3 事 業 名 称		
4 実 施 期 間	自 年 月 日 ( ) 至 年 月 日 ( )	自 年 月 日 ( ) 至 年 月 日 ( )
5 実 施 場 所		
6 事 業 内 容		
7 対 象 者	人	人
8 料 金 等 徴 収 の 有 無	有 ・ 無	有 ・ 無

様式第4号  
(第8条関係)

小教 発第 号  
年 月 日

様

小金井市教育委員会  
教育長

公 印

後 援 承 認 取 消 通 知 書

年 月 日付け小教 発第 号にて承認した下記の事業について、  
次の理由により後援の承認を取り消しますので通知します。

記

- 1 事業名称
- 2 取消しの理由

年 月 日

(あて先) 小金井市教育委員会教育長

団 体 名

代表者氏名

後 援 事 業 実 績 報 告 書

年 月 日付け小教 発第 号にて後援承認のありました事業  
について、下記のとおり報告いたします。

記

1 団 体 名	
2 事 業 名	
3 実 施 期 間	自 年 月 日 ( ) 時 分 至 年 月 日 ( ) 時 分
4 実 施 場 所	
5 事 業 内 容	
6 参 加 者 数	人
7 料 金 等 徴 収	無 ・ 有 → (事業収支決算書添付のこと。)
8 事 業 の 成 果	

※ 必要に応じて事業内容を説明する資料を添付してください。

事業収支決算書

事業の名称 \_\_\_\_\_

収入 の 部	内 訳	収入額（円）	説 明
	合 計（A）		

支 出 の 部	内 訳	支出額（円）	説 明
	合 計（B）		

収入合計額（A）－支出合計額（B）  
 （            円）－（            円）＝（            円）

